令和８年（フ）第１７３２号
札幌市豊平区平岸３条17丁目４番22号　エクセレンス平岸202号
債務者　野口　年幸
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４４号
札幌市北区北29条西11丁目２番18号　マクセル13／100―205号
債務者　楠美　暢也
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７４９号
札幌市中央区南５条西17丁目２番26―102号
債務者　石塚　友梨
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７５４号
札幌市北区屯田８条１丁目３番16―307号
債務者　大岳　純美
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７８２号
札幌市中央区南８条西16丁目３番24―402号
債務者　蛯子侑里香（旧姓藪下）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１７９９号
札幌市白石区北郷６条10丁目２番20―101号
債務者　福地　勇太（旧姓堺）
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２６１号
北海道旭川市末広４条８丁目８番６号　永大グリーンハイツ48　201号室
債務者　矢野　勝則
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
旭川地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小川496番地４　中野アパート３号
債務者　宮下　悦子
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第２２８号
群馬県藤岡市小林256番地１　アトレシティパレス403号室
債務者　佐藤　聖二
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和８年（フ）第４１９号
相模原市中央区上溝2421番地１　上溝神明団地１―203
債務者　長澤　和夫
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４５９号
相模原市南区鵜野森１丁目47番１―109号
債務者　宮田　真樹
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第４８４号
相模原市中央区相生３丁目５番14号　カインドハウス相生Ａ―302号
債務者　盛　　武志
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第６５号
兵庫県加東市南山３丁目20番地12、前住所兵庫県加東市東古瀬819番地22
債務者　竹内　貴之
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
神戸地方裁判所社支部

令和８年（フ）第２０４号
代替住所Ａ（旧住所　香川県高松市下田井町266番地37）
債務者　篠原由香里
1　決定年月日時　令和８年10月２日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第９３号
福島県会津若松市材木町二丁目８番61号
債務者　皆川　　修
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第１０６号
福島県耶麻郡猪苗代町大字川桁字新屋敷3436番地１、前住所福島県会津若松市慶山一丁目７番79号
債務者　鈴木　元子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
群馬県渋川市中郷2399番地７　養護老人ホーム春日園、旧住所群馬県渋川市渋川1788番地２
債務者　大谷　勝彦
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月30日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係